

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

延納利子税の引上げ

Q :先日、公定歩合が引上げられましたが、この引き上げが税金にも関係するとか。どのような影響があるのですか？

A :延納利子税の割合が引上げになります。

【解説】

さきごろ、日銀は長期にわたったゼロ金利政策を解除し、公定歩合を0.1%から0.4%に引き上げました。

この公定歩合の引上げは、各種の税金にも大きな影響を与えますので注意が必要です。

まず最初に影響が出るのが、①相続税・贈与税の延納、②相続税の納税猶予に係る特定農地の延納・物納、③不動産等に係る相続税の延納の特例等の場合に支払う利子税で、これらについては、9月1日以後に到来する分納期間にかかるものから対象となります。

税率は、分納期間開始の日の属する月の2月前の月の末日における公定歩合+4%を基礎として適用税率を求めますが、0.1%から0.3%の負担増となります。

次に、①所得税の確定申告税額の延納等、②法人税の確定申告書提出期限の延長、③相続税・贈与税の延納申請却下、取り下げ等にかかる利子税が対象となります。

こちらについては、前年11月30日の公定歩合+4%(7.3%が上限)が基準割合となり、その翌年1年間はその基準割合が適用されることとなっていますので、このまま公定歩合に変動がなければ、来年の延納利子税の割合は、4.4%が適用されることとなります(本年度は4.1%です)。

